

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	東みよし町後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東みよし町は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東みよし町長

公表日

令和6年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関係事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び徳島県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、医療給付に関する申請書類の受付等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、東みよし町後期高齢者医療に関する条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に利用する。</p> <p>① 被保険者資格管理に必要な、住民基本台帳情報、適用除外要件及び障害認定情報等を入手し、徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)へ提供し、広域連合から被保険者情報を入手する。</p> <p>② 被保険者資格に関する申請書、その他必要書類を受付し、広域連合へ送付する。</p> <p>③ 被保険者証や各種資格者証を被保険者に交付する。</p> <p>④ 保険料の賦課及び一部負担金判定に必要な所得及び課税情報等を広域連合へ提供する。</p> <p>⑤ 年金の支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額を確認し、保険料の徴収方法を決定する。</p> <p>⑥ 保険料の賦課情報及び収納情報を管理し、納入通知書、督促状等の各種通知を作成し送付する。</p> <p>⑦ 保険料の過誤納金について、還付・充当の処理を行う。</p> <p>⑧ 保険給付に関する各種申請を受け付け、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムへ必要事項を入力し、書類を広域連合へ送付する。</p> <p>⑨ 申請により、特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する。また認定証の年次更新分を被保険者に送付する。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療事務支援システム(ADWORLD) 徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の80及び83の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の82の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東みよし町総務課 〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地 TEL0883-82-6303
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東みよし町住民課 〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地 電話0883-82-6360

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月30日	5. 評価実施機関における担当部署	住民課長 黒島 新二	住民課長		
平成30年3月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の80・82・83の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の80及び83の項 (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の82の項	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療事務システム 徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 中間サーバー 団体内統合宛名システム	後期高齢者医療事務支援システム(ADWORLD) 徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 中間サーバー 団体内統合宛名システム	事前	
令和4年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事前	
令和5年3月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年3月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和6年3月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	
令和6年3月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	